

第64回 私を婚活ツアーに連れてつて

法務・コンプライアンス室

(監修 弁護士 三浦雅生)

突然ですが、「プロポーズ大作戦」というテレビ番組をご存知でしょうか。昭和50年代に放映されていたバラエティ番組ですが、「フィーリングカップル5対5」というコーナーが人気でした。男性と女性が5人ずつのチームに分かれて、いくつかの質疑応答やおしゃべりを楽しんだ後で、最終的にそれぞれの参加者が気に入った異性を選びます。電光掲示の大型モニターを使って相手を指名し、見事に両想いになったらカップル誕生という、いわば公開の集団お見合いのような企画でした。筆者は高校生のとき、文化祭のクラスの出し物でこの「フィーリングカップル」を企画したのですが、なかなか盛況だったのは良かったのですが、何回目かに女性の参加者が足りなくなてしまいました。致し方なく主催者側からクラスで一番人気の女の子をピンチヒッターで参加させたところ、(当然のごとく)その子に指名が集中してしまい、他の女性参加者から、シラケた目を向けられた記憶があります。頭数をただ揃えれば良いというわけではありませんね、という教訓なのですが、人数が揃わなければ始まらないよ、というツアーもあります。

ということで、今回は「婚活ツアー」を採り上げます。

婚活ツアーの催行人員

婚活ツアーの場合は、参加人数が少なすぎると気まずいので、例えば最少催行人員を20名として、その上で参加人数の男女比率や年齢が偏らないように、「〇歳から〇歳までの男女それぞれ10名以上」と定めておくことが有効でしょう。一方で、募集広告に「募集人員30名様」を表示した場合には、それ以上の人数を集めてしまうと「少人数でゆつくり話ができると思って参加したのに!」というクレームに繋がります。公正競争規約における不当表示(優良誤認表示)にもなる恐れがありますので注意してください。

簡単には催行中止にできません

次に、催行が決定されてから、気後れしたのか女性の「ドタキャン」が相次いでしまい、結局数人しか残らなかった……という想定外のケースを考えてみましょう。男性陣からすれば、これではツアーの主目的である婚活イベントが成立しない!ツアーは催行中止にするべきだ!という意見が出ると思います。旅行者の判断でキャンセルした場合であっても「取消料は払わないぞ!」という主張が出てきそうですが、標準旅行業約款を紐解くと、このような場合に旅行者が取消料を支払うことなく契約解除できるような条項は見当たりません。第16条2項5号は「当社の責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能になったとき」とありますが、女性参加者の大量キャンセルは「当社の責に帰すべき事由」ではありませんし、人数のアンバランスによって「旅行日程」が損なわれるわけでもありません。

それでは旅行業者の方から解除する場合はどうでしょう。第17条1項6号に「スキーを目的とする旅行における必要な降雪量等の旅行実施条件であつて契約の締結の際に明示したものが成就しないおそれが極めて大きいとき」とあります。スキーを「婚活」と置き換えて解釈すれば当て嵌まりそうです。この場合は旅行業者は取消料を収受できませんが、無理に実施して現地ですらブルになるよりも、あつさりとは催行中止にしてしまった方が良さそうです……が、コトはそんなに単純ではありません。男女人数比の偏りが、催行を中止する合理的な理由になると決めつけてしまつて大丈夫でしょうか。例えば残った少数の女性参加者が「ひとりでも何人でも相手にするわ!」(むしろ好都合!?)という肝の据わった女性だったらどうでしょう。旅行業者が機械的に「目的が成就しない」と決めつけるのは危険です。催行中止に不服な旅行者から大きな苦情が寄せられる恐れもあります。

転ばぬ先の杖

そこで、本件の場合には、取引条件説明書面に「催行決定した後でもキャンセル等の理由により男女の参加者の差が〇名を超えたとき、又は総参加人数が〇名以下になった場合は催行中止とする場合があります。その場合は旅行開始日の2日前までにお知らせします」等の婚活ツアーの目的達成のための成立要件を明記し、再度、ご参加の希望を確認するのも一案です。

ちなみに、その場しのぎで自社のスタッフを「覆面」で参加させて帳尻を合わせるのは、サクラが参加しているとして信用に関わります。シラケた目を向けられるだけでは済みませんので避けてください。(中島)